



宮崎県公報

平成22年4月26日(月曜日) 第2178号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

告示

○指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課)	1
○指定居宅介護支援事業者の指定……………(“)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定……………(“)	2
○指定居宅サービス事業の廃止……………(“)	2
○指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更……………(“)	3
○指定居宅介護支援事業の廃止……………(“)	3
○指定介護予防サービス事業の廃止……………(“)	4
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(薬剤防除)……………(自然環境課)	4
○保安林の指定予定の通知(9件)……………(“)	5
○臨港地区内の分区の指定の一部を改正する告示……………(港湾課)	7

公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商業支援課)	7
○入札公告……………	8
選挙管理委員会告示	
○公職選挙法等執行規程の一部を改正する告示……………	9
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	11
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	11
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	11
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	11
○平成19年4月8日執行の宮崎県議会議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表……………	11

告示

宮崎県告示第255号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成22年4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570105116	訪問介護ステーション いちごの里	宮崎県宮崎市大工2丁目100番2	株式会社宮崎南不動産	宮崎県宮崎市大淀3丁目5番6号	平成22年3月1日	訪問介護
4570105124	燈	宮崎県宮崎市島之内6763	合同会社樹樹	宮崎県宮崎市島之内6763	平成22年3月1日	訪問介護
4571900754	デイサービス ONE LOVE	宮崎県東諸県郡国富町竹田1614	有限会社一期一会	宮崎県東諸県郡国富町宮王丸520番地	平成22年3月2日	通所介護
4572200238	株式会社 サン・ルーム 高千穂	宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井5152-1	株式会社サン・ルーム	宮崎県延岡市平田町2347番地	平成22年3月8日	訪問介護
4570301640	稲穂の郷	宮崎県延岡市稲葉崎町五丁目691番地1	株式会社仁愛	宮崎県延岡市稲葉崎町五丁目691番地1	平成22年3月15日	訪問介護
4570301657	アンドー	宮崎県延岡市出北3丁目36番1	株式会社アンドウ器械	宮崎県延岡市出北3丁目36番1	平成22年3月15日	福祉用具貸与
4570301665	アンドー	宮崎県延岡市出北3丁目36番1	株式会社アンドウ器械	宮崎県延岡市出北3丁目36番1	平成22年3月15日	特定福祉用具販売

宮崎県告示第 256号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成22年 4 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4571900747	居宅介護支援事業所なずな	宮崎県東諸県郡国富町本庄1987番地 3	合同会社なずな	宮崎県東諸県郡国富町本庄1987番地 3	平成22年 3 月 1 日	居宅介護支援
4570105157	ケアサービス田之上ケアプランセンター	宮崎県宮崎市船塚 2 丁目 182 番地 1	有限会社ケアサービス田之上	宮崎県宮崎市船塚 2 丁目 182 番地 1	平成22年 3 月16日	居宅介護支援

宮崎県告示第 257号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成22年 4 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570105116	訪問介護ステーション いちごの里	宮崎県宮崎市大工 2 丁目 100 番 2	株式会社宮崎南不動産	宮崎県宮崎市大淀 3 丁目 5 番 6 号	平成22年 3 月 1 日	介護予防訪問介護
4570105124	燈	宮崎県宮崎市島之内6763	合同会社樹樹	宮崎県宮崎市島之内6763	平成22年 3 月 1 日	介護予防訪問介護
4570600769	デイサービスフェイス	宮崎県日向市原町 3 丁目 1 番 5 号	合同会社フェイス	宮崎県東臼杵郡門川町中須 5 丁目30-10中須タウン10	平成22年 3 月 1 日	介護予防通所介護
4571900754	デイサービス ONE LOVE	宮崎県東諸県郡国富町竹田1614	有限会社一期一会	宮崎県東諸県郡国富町宮王丸 520 番地	平成22年 3 月 2 日	介護予防通所介護
4570105140	いでの郷	宮崎県宮崎市清武町船引 857 番地	有限会社 C S C	宮崎県宮崎郡清武町船引 870-1	平成22年 3 月 3 日	介護予防通所介護
4572200238	株式会社 サン・ルーム 高千穂	宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井5152-1	株式会社サン・ルーム	宮崎県延岡市平田町2347番地	平成22年 3 月 8 日	介護予防訪問介護
4570301640	稲穂の郷	宮崎県延岡市稲葉崎町五丁目 691 番地 1	株式会社仁愛	宮崎県延岡市稲葉崎町五丁目 691 番地 1	平成22年 3 月15日	介護予防訪問介護
4570301657	アンドー	宮崎県延岡市出北 3 丁目36番 1	株式会社アンドウ器械	宮崎県延岡市出北 3 丁目36番 1	平成22年 3 月15日	介護予防福祉用具貸与
4570301665	アンドー	宮崎県延岡市出北 3 丁目36番 1	株式会社アンドウ器械	宮崎県延岡市出北 3 丁目36番 1	平成22年 3 月15日	特定介護予防福祉用具販売

宮崎県告示第 258号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年 4 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510116009	医療法人社団真和会富吉共立病院	宮崎県宮崎市富吉2139	医療法人社団真和会富吉共立病院	宮崎県宮崎市富吉2139	平成22年3月31日	通所リハビリテーション
4510810486	函師医院	宮崎県西都市中央町2丁目6番地	函師鎮雄	宮崎県西都市中央町2丁目6番地	平成22年3月31日	通所リハビリテーション
4511810113	医療法人友愛会野尻中央病院	宮崎県小林市野尻町東麓1170	医療法人友愛会	宮崎県小林市野尻町東麓1170	平成22年3月31日	通所リハビリテーション
4511810188	医療法人興生会押川病院	宮崎県小林市野尻町東麓1082-1	医療法人興生会	宮崎県小林市野尻町東麓1082-1	平成22年3月31日	通所リハビリテーション
4560190177	富吉共立訪問看護ステーション	宮崎県宮崎市富吉2139	医療法人社団真和会富吉共立病院	宮崎県宮崎市富吉2139	平成22年3月31日	訪問看護
4561590029	宮崎県看護協会訪問看護ステーションなでしこ3号館	宮崎県宮崎市清武町木原5269-6	社団法人宮崎県看護協会	宮崎県宮崎市学園木花台西2-4-6	平成22年3月31日	訪問看護
4561890007	医療法人友愛会野尻中央病院 訪問看護ステーション夢の杜	宮崎県小林市野尻町東麓1170	医療法人友愛会	宮崎県小林市野尻町東麓1170	平成22年3月31日	訪問看護
4570102535	高野鍼灸リラクゼーション附属運動器機能向上鍼灸対策室	宮崎県宮崎市大塚台西二丁目1番地3公団住宅2棟106号	CAメディスン株式会社	宮崎県宮崎市大塚台西二丁目1番地3公団住宅2棟106号	平成22年3月31日	通所介護
4570201360	都城市社会福祉協議会高崎指定訪問入浴介護事業所	宮崎県都城市高崎町大牟田821番地3	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	宮崎県都城市松元町4街区17号	平成22年3月31日	訪問入浴介護
4571700212	都城市社会福祉協議会山之口指定訪問入浴介護事業者	宮崎県都城市山之口町花木2667番地2	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	宮崎県都城市松元町4街区17号	平成22年3月31日	訪問入浴介護

宮崎県告示第 259号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4571500695	さやかオフィス株式会社	宮崎市清武町池田台北29番地155	さやかオフィス株式会社	宮崎市月見ヶ丘6丁目1-6福崎アパート103号	平成22年3月15日	居宅介護支援

居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年4月26日

宮崎県告示第 260号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570102493	大橋居宅介護支援	宮崎県宮崎市大橋	有限会社介護とり	宮崎県宮崎市大橋	平成22年3月9日	居宅介護支援

	事業所	1丁目79番地サーパス大橋平和台通208号	ハビリ研究所	3丁目41番地1		
4561590029	宮崎県看護協会訪問看護ステーションなでしこ3号館	宮崎県宮崎市清武町木原5269-6	社団法人宮崎県看護協会	宮崎県宮崎市学園木花台西2-4-6	平成22年3月31日	居宅介護支援
4570102378	宮崎介護保険事務所	宮崎県宮崎市大塚台西2丁目1番地3公団住宅2棟106号	CAメディスン株式会社	宮崎県宮崎市大塚台西2丁目1番地3公団住宅2棟106号	平成22年3月31日	居宅介護支援
4572000075	社会福祉法人新富町社会福祉協議会	宮崎県児湯郡新富町上富田7485-4	社会福祉法人新富町社会福祉協議会	宮崎県児湯郡新富町上富田7485-4	平成22年3月31日	居宅介護支援

宮崎県告示第 261号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510116009	医療法人社団真和会富吉共立病院	宮崎県宮崎市富吉2139	医療法人社団真和会富吉共立病院	宮崎県宮崎市富吉2139	平成22年3月31日	介護予防通所リハビリテーション
4510810486	函師医院	宮崎県西都市中央町2丁目6番地	函師鎮雄	宮崎県西都市中央町2丁目6番地	平成22年3月31日	介護予防通所リハビリテーション
4511810113	医療法人友愛会野尻中央病院	宮崎県小林市野尻町東麓1170	医療法人友愛会	宮崎県小林市野尻町東麓1170	平成22年3月31日	介護予防短期入所療養介護
4511810113	医療法人友愛会野尻中央病院	宮崎県小林市野尻町東麓1170	医療法人友愛会	宮崎県小林市野尻町東麓1170	平成22年3月31日	介護予防通所リハビリテーション
4511810188	医療法人興生会押川病院	宮崎県小林市野尻町東麓1082-1	医療法人興生会	宮崎県小林市野尻町東麓1082-1	平成22年3月31日	介護予防通所リハビリテーション
4561590029	宮崎県看護協会訪問看護ステーションなでしこ3号館	宮崎県宮崎市清武町木原5269-6	社団法人宮崎県看護協会	宮崎県宮崎市学園木花台西2-4-6	平成22年3月31日	介護予防訪問看護
4561890007	医療法人友愛会野尻中央病院 訪問看護ステーション夢の杜	宮崎県小林市野尻町東麓1170	医療法人友愛会	宮崎県小林市野尻町東麓1170	平成22年3月31日	介護予防訪問看護
4570102535	高野鍼灸リラクゼーション附属運動器機能向上鍼灸対策室	宮崎県宮崎市大塚台西二丁目1番地3公団住宅2棟106号	CAメディスン株式会社	宮崎県宮崎市大塚台西二丁目1番地3公団住宅2棟106号	平成22年3月31日	介護予防通所介護
4570201360	都城市社会福祉協議会高崎指定訪問入浴介護事業所	宮崎県都城市高崎町大牟田821番地3	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	宮崎県都城市松元町4街区17号	平成22年3月31日	介護予防訪問入浴介護
4571700212	都城市社会福祉協議会山之口指定訪問入浴介護事業者	宮崎県都城市山之口町花木2667番地2	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	宮崎県都城市松元町4街区17号	平成22年3月31日	介護予防訪問入浴介護

宮崎県告示第 262号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定

により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成22年4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町の役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成22年5月17日から平成22年7月10日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。

(1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。

(2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

宮崎県告示第 263号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市佐土原町西上那珂字下川尻 7251・7252（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、7210-2、7253

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字下川尻7252・7253（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、7210-2、7251

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 264号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町上倉永字前田 568-1・568-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 265号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 都城市美川町 784-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 266号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 都城市美川町2927-4（次の図に

示す部分に限る。）、2927-31

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 267号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市美川町1022-2・1040-1・高崎町笛水字笛水東原 166-77（以上 3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 268号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字田下後山 10521-24、10521-25、字土々呂ヶ内山 10647-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 269号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字鶴瀬 343-1、343-2、343-5 から 343-7 まで、343-イ-2、344-1、344-2、346
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 270号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字丸野 677-85
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字丸野 677-85（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 271号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 4 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区神門字杭谷 2765、2766
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 272号

臨港地区内の分区の指定（昭和40年宮崎県告示第 172号）の一部を次のように改正する。

平成22年 4 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>2 日南都市計画油津港臨港地区の分区</p> <p>(1) 商港区（別紙図面赤色の部分）</p> <p style="padding-left: 2em;">日南市字大節の一部、大字平野字大節の一部並びに油津2丁目、3丁目及び4丁目の各一部</p> <p>(2) 保安港区（別紙図面黄色の部分）</p> <p style="padding-left: 2em;">日南市大字平野字大節の一部</p> <p>(3) 修景厚生港区（別紙図面緑色の部分）</p> <p style="padding-left: 2em;">日南市大字平野字大節の一部並びに春日町、材木町、園田1丁目、2丁目及び3丁目並びに瀬貝3丁目の各一部</p> <p>（「別紙図面」は省略し、この図面を宮崎県庁土木部港湾課に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>2 日南都市計画油津港臨港地区の分区</p> <p>(1) 商港区（別紙図面赤色の部分）</p> <p style="padding-left: 2em;">日南市字大節の一部、大字平野字大節の一部並びに油津2丁目、3丁目及び4丁目の各一部</p> <p>(2) 保安港区（別紙図面黄色の部分）</p> <p style="padding-left: 2em;">日南市大字平野字大節の一部</p> <p>(3) 修景厚生港区（別紙図面緑色の部分）</p> <p style="padding-left: 2em;">日南市大字平野字大節の一部並びに春日町、材木町、園田1丁目、2丁目及び3丁目並びに瀬貝3丁目の各一部</p> <p>（「別紙図面」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部港湾課並びに関係の土木事務所及び港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）</p>

（「別紙図面」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部港湾課及び宮崎県油津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成22年 4 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルイチ丸山店
宮崎市丸山1丁目 118番1 外17筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルイチ 代表取締役 高木亮輔
日向市江良町4丁目 110番地3
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルイチ 代表取締役 高木亮輔
日向市江良町4丁目 110番地3
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年12月9日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,212.9㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地外東側（No.1）	54台
建物敷地外西側（No.2）	32台
合計	86台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物敷地外東側駐車場西側（No.1）	26台
建物敷地外東側駐車場南側（No.2）	8台
建物敷地東側（No.3）	36台
合計	70台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物敷地西側	210.88㎡
--------	---------
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物敷地南西側	22.80㎡
---------	--------
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時～午後11時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地外東側駐車場西側及び北側 2箇所（出入口）

<p>建物敷地外西側駐車場南側及び東側 3 箇所（出入口） 合計 5 箇所</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 7 時～午後 4 時</p> <p>8 届出年月日 平成22年 4 月 8 日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成22年 4 月 26 日から平成22年 8 月 26 日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成22年 4 月 26 日から平成22年 8 月 26 日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>入札公告 一般競争入札を次のとおり実施する。 平成22年 4 月 26 日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品及び数量 財務会計システム機器等 一式</p> <p>(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成22年 8 月 31 日</p> <p>(4) 契約期間 平成22年 9 月 1 日から平成27年 8 月 31 日まで（60 月）</p> <p>(5) 納入場所 入札説明書による。</p> <p>(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 契約に係る特約事項</p> <p>(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。</p> <p>ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合</p> <p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件</p>	<p>契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合</p> <p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。</p> <p>ア 平成22年宮崎県告示第 189号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他のものであること。</p> <p>イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。</p> <p>ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。</p> <p>エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。</p> <p>オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を平成22年 5 月 27 日までに提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県会計管理局会計課出納決算担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 72 06</p> <p>(2) 期間 平成22年 4 月 26 日から平成22年 6 月 7 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）</p> <p>5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県会計管理局会計課出納決算担当</p> <p>(2) 期間 平成22年 4 月 26 日から平成22年 6 月 7 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）</p> <p>6 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務事務センター入札室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号</p> <p>(2) 日時 平成22年 5 月 10 日午後 2 時</p> <p>7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県会計管理局会計課出納決算担当</p> <p>(2) 提出期限 平成22年 6 月 7 日午後 5 時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務事務センター入札室</p> <p>(2) 日時 平成22年 6 月 8 日午後 3 時</p> <p>9 入札保証金 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。</p> <p>10 入札の無効に関する事項</p>
---	--

- 宮崎県財務規則第 125条に該当する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
 宮崎県会計管理局会計課出納決算担当
- 13 契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場

- 合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 (1) Nature and Quantity of Good/Service up for Bid: Financial accounting system machinery (software and hardware)-1 Set (Includes supply, installation, adjustment, maintenance, etc. of machinery/tools)
 (2) Time limit for the tender: 5:00 PM on June 7th, 2010
 (3) Designated Point of Contact for Inquiries Concerning the Above Notice: Treasury Settlement Group, Accounting Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN. TEL:0985-26-7206

選挙管理委員会告示

公職選挙法等執行規程の一部を改正する告示をここに公表する。
 平成22年 4月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

宮崎県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する選挙管理委員会告示

公職選挙法等執行規程 (昭和58年宮崎県選挙管理委員会告示第 1 号) の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第20号様式 (第45条関係) [略] 備考 1 [略] 2 布は、白地とし、文字は、赤色とする。	第20号様式 (第45条関係) [略] 備考 1 [略] 2 布は、白地とし、文字は、黒色とする。
第24号の 3 様式 (第61条の 2 関係) (その 1) 選挙運動用自動車の使用等の契約届出書 [略] (注) 1 [略] 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。	第24号の 3 様式 (第61条の 2 関係) (その 1) 選挙運動用自動車の使用等の契約届出書 [略] (注) 1 [略] 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
第24号の 4 様式 (第61条の 3 関係) (その 1) 自動車燃料代確認申請書 [略] 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 [略] (注) 1・2 [略] 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。	第24号の 4 様式 (第61条の 3 関係) (その 1) 自動車燃料代確認申請書 [略] 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 [略] (注) 1・2 [略] 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
第24号の 5 様式 (第61条の 3 関係) (その 1) 自動車燃料代確認書 [略] 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号	第24号の 5 様式 (第61条の 3 関係) (その 1) 自動車燃料代確認書 [略] 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車

[略]

第24号の6様式（第61条の5関係）

（その1）選挙運動用自動車

[略]

[略]	
車種及び自動車登録番号	[略]
[略]	

[略]

（その2）燃料

[略]

[略]		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	[略]
[略]		

（注）1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

4～6 [略]

第24号の8様式（第61条の6関係）

（その1）選挙運動用自動車

[略]

（注）1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2・3 [略]

（別紙その2）一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との運送契約による場合

面番号

[略]

第24号の6様式（第61条の5関係）

（その1）選挙運動用自動車

[略]

[略]	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	[略]
[略]	

[略]

（その2）燃料

[略]

[略]		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	[略]
[略]		

（注）1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

4～6 [略]

第24号の8様式（第61条の6関係）

（その1）選挙運動用自動車

[略]

（注）1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2・3 [略]

（別紙その2）一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との運送契約による場合

〔略〕

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	〔略〕
〔略〕		

(注) 1・2 〔略〕

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

〔略〕

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県選挙管理委員会告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年4月10日現在次のとおりである。

平成22年4月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,725人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 222,706人

宮崎県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年4月10日現在次のとおりである。

平成22年4月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
小林市選挙区 13,531人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区 9,629人

宮崎県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年4月12日現在次のとおりである。

〔略〕

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	〔略〕
〔略〕		

(注) 1・2 〔略〕

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

〔略〕

平成22年4月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,725人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 222,707人

宮崎県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年4月12日現在次のとおりである。

平成22年4月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
東臼杵郡選挙区 8,659人

宮崎県選挙管理委員会告示第44号

平成19年4月8日執行の宮崎県議会議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年4月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年4月8日執行宮崎県議会議員選挙 (宮崎市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

5, 949, 600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川 添 博	所属党派	自由民主党	期間	3月19日から 第1回分 4月10日まで
出納責任者氏名	川 添 恵 美				

収 入			支 出		円
主たる寄附			人 件 費		270,000
(氏名)	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費		345,350
(団体名)			選挙事務所費		330,050
自由民主党宮崎県	政党支部	300,000	集 合 会 場 費		15,300
支部連合会			通 信 費		146,590
自由民主党宮崎市	政党支部	30,000	交 通 費		12,758
支部			印 刷 費		1,135,560
宮崎市郡医師連盟	政治団体	100,000	広 告 費		459,246
			文 具 費		52,778
			食 糧 費		132,501
その他の寄附	件		休 泊 費		0
その他の収入		2,500,000	雑 費		0
今 回 計		2,930,000	今 回 計		2,554,783
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		2,930,000	総 計		2,554,783

報告書受理年月日	平成22年 4月 6日 第1回報告分
----------	--------------------